

立地適正化計画について

立地適正化計画とは？

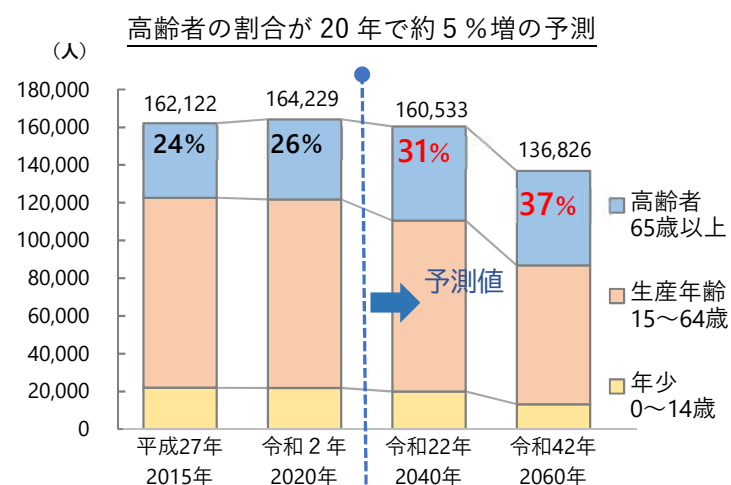
立地適正化計画は、平成 26 年の都市再生特別措置法の改正により制度化されたもので、国が推進する「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方にに基づき、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の集約を図る区域を設定することにより、利便性の高い効率的な都市構造へと緩やかに誘導し、人口減少・少子高齢化が進む中でも持続可能なまちづくりを促進するためのものです。

新座市の現状と今後

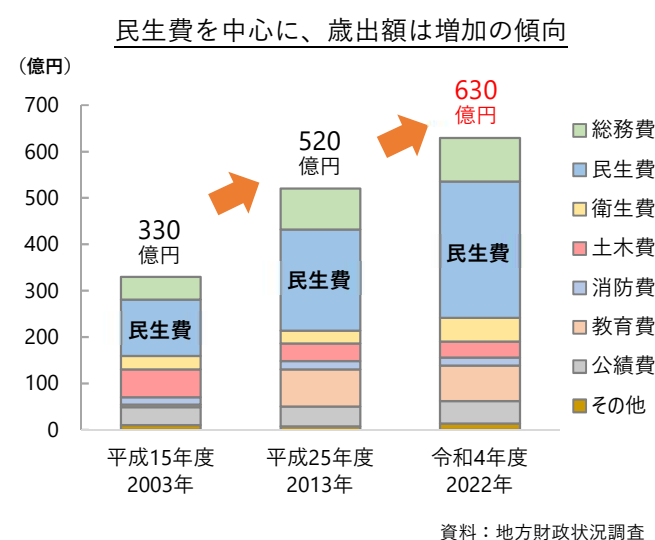
新座市の人口は順調な増加を続けてきましたが、まもなく減少に転じる見込みとされています。また、2040 年頃には高齢者の割合が 3 割を超えると予測され、少子高齢化の進行は避けられない状況です。

それに伴う税収の減少や社会福祉費等の民生費の増大が予想されている中で、本市の公共施設は昭和 40～50 年代に建てられたものが多く、今後は老朽化への対応にも多くの財源が必要となることから、公共施設やインフラ施設の適切な維持管理や集約化が課題となっています。

新座市の人口の推移



新座市の歳出



このまま対策を行わないと…

負のスパイラルに陥る危険性

人口減少・少子高齢化の進行が、医療、福祉、商業施設や公共交通などの生活サービスの縮小や撤退につながると、それがさらに人口流出や転入者の減少を引き起こすという悪循環に陥り、日常生活に支障が出たり、まちの魅力が低下したりするおそれがあります。

人口減少・少子高齢化
財政状況の悪化

悪循環

- 公共交通サービス水準の低下
- 公共施設やインフラの縮小
- 民間サービスの撤退
- 空き地・空き家の増加



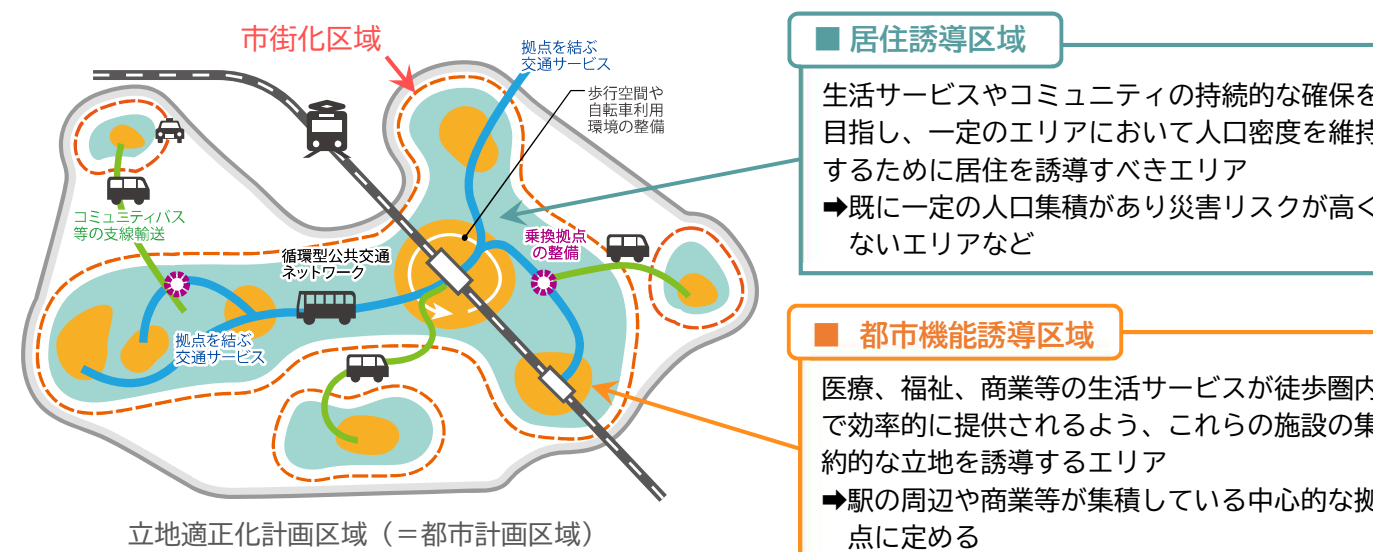
立地適正化計画による都市構造の再構築

資料 1

立地適正化計画には、市街化区域内の鉄道駅や主要施設の周辺等、まちの中心的なエリアを拠点と位置付けたうえで、それらを公共交通によりアクセス可能とするネットワークづくりを検討します。

また、誘導区域や誘導施策等を定めるとともに、都市や市街地が抱える課題を解決するための具体的な施策を位置付けます。

併せて、災害リスクなどの課題を抽出するとともに、都市の防災に関する機能を確保するための方針を策定し、それに基づく具体的な取組を位置付けます。



立地適正化計画に定める主な事項（法第 8 1 条第 2 項）

- ①計画区域：立地適正化計画の対象区域
- ②基本的な方針：住宅及び誘導施設の立地の適正化に関する基本的な方針
- ③居住誘導区域及び都市機能誘導区域：＊上図参照
- ④誘導施設：都市の居住者の共同の福祉や利便の向上を図るため必要な都市機能増進施設。医療施設、社会福祉施設、子育て支援施設、教育施設、商業施設、行政施設等
- ⑤誘導施設を誘導する施策方針：都市機能誘導区域ごとに、誘導施設を誘導するための施策等
- ⑥防災指針：立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策等

期待される効果

- 生活利便性の高い住環境の維持
- 地域経済の活性化・にぎわいの創出
- 行政負担の減少（＝住民の税負担軽減）
- インフラ設備の維持・整備の効率化
- 地球環境への負担軽減
- 居住地の安全強化

立地適正化計画（コンパクトシティ）に関する国の支援

国の支援制度の中には、立地適正化計画を策定することで活用可能となるものや、補助率の優遇、補助要件の緩和などを受けられるものがあります。

立地適正化計画に関する支援措置（一例）

事業名	概要
集約都市形成支援事業	誘導施設等の移転促進支援、居住機能の移転促進に向けた調査支援、コーディネート支援等。補助率 1 / 2（地方公共団体の場合）。
都市構造再編集集中支援事業	立地適正化計画に基づいて行う、都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対する集中的な支援。補助率 45 % ～ 50 %。